

# 使用前検査申請書の変更について

電 原 設 第 1 5 号  
2 0 2 2 年 7 月 1 日

原子力規制委員会 殿

広島市中区小町4番33号  
中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員  
瀧 本 夏 彦

平成21年12月9日付け島原建技第790号で申請しました島根原子力発電所第3号機  
使用前検査申請書の記載内容を変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する  
規則第15条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 使用前検査申請書及びその変更の内容を説明する書類番号

島根原子力発電所第3号機

使用前検査申請書番号

島原建技第790号（平成21年12月 9日）※1

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

島原建技第209号（平成22年 7月 8日）※2

島原建技第567号（平成23年 2月24日）※2

島原建技第21号（平成23年 5月24日）※2

島原建技第27号（平成23年 6月 3日）※2

島原建技第57号（平成23年 6月30日）※2

島原建技第115号（平成23年 9月 9日）※2

島原建技第222号（平成23年11月24日）※2

島原建技第265号（平成24年 1年 6日）※2

島原建技第57号（平成24年 8月 2日）※2

島原建技第74号（平成25年 7月26日）

電原設第22号（平成28年 4月 8日）

- ※1 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項の規定によって行ったものとみなされている。
- ※2 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の附則第15条の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定によって行ったものとみなされている。

## 2. 変更内容及び理由

### 2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

代表者の氏名 取締役社長 清水 希茂

氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	名 称	中国電力株式会社
	住 所	広島市中区小町4番33号
	代表者氏名	取締役社長 清水 希茂

(変更後)

代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 瀧本 夏彦

氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	名 称	中国電力株式会社
	住 所	広島市中区小町4番33号
	代表者氏名	代表取締役社長執行役員 瀧本 夏彦

#### 【変更理由】

2022年6月28日付けで社長が交代したことに伴い、代表者の氏名を変更する。